

## 新城市若者議会に関する傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新城市若者議会（以下「若者議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴人の定員)

第2条 傍聴の定員は10人以内とする。ただし、議長が特に認める場合は、この限りでない。

### (傍聴の手続)

第3条 議会を傍聴しようとする者は、市の指定する方法で、自己の住所及び氏名を示さなければならない。

2 議会を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

### (入場の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帶びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- (3) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (4) たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### (写真撮影、録画、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。

ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

### (退場命令)

第7条 議長は、傍聴人がこの要領に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。